

# 「太陽市」



おひさまいち  
10周年記念

定期貯金  
キャンペーン

期間:令和5年1月23日(月)~ 令和5年2月28日(火)

※取扱期間中であっても諸情勢によりお取り扱いを終了することがあります。



**対象者**

当JA組合員の方、**または**  
新たに組合にご加入いただける個人の方

※組合には1口(1,000円)以上の出資金でご加入できます。

**ご契約額**

50万円以上 1,000万円未満

※当JAでお預け入れになっている普通貯金・定期貯金等からのお預け替えは対象となりません。



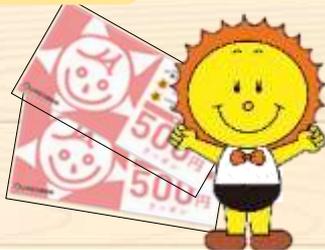
## スーパー定期貯金 (期間3年)

出来上がり 年 **0.15%** (税引き後 0.119%)

さらに...

抽選で最大**1,200名**様に 太陽市、まってる 共通クーポン プレゼント!

10,000円分 . . . 100名様  
3,000円分 . . . 300名様  
500円分 . . . 800名様



食費・カフェでも使えるよ!

50万円を1口とし、1本の抽選権を付与します。抽選は、令和5年6月頃に行ない、当選者へ当組合より当選案内文書の郵送、または電話にて連絡を致します。詳しくは、裏面をご覧ください。

本店営業部 貯金課	089-943-2124	城北支所	089-979-0970	由良出張所	089-961-2004
生石支所	089-972-0057	垣生支所	089-973-1000	北条中央支所	089-993-3111
浅海出張所	089-995-0024	北条南支所	089-994-0823	中島支所	089-997-1155
伊台支所	089-977-0226	道後支所	089-931-8631	桑原支所	089-945-3800
久米出張所	089-975-0101	重信支所	089-964-2340	三内支所	089-966-2022
麻生支所	089-956-0501	砥部支所	089-962-2337	荏原支所	089-963-1111
南伊予支所	089-982-0206	伊予中央支所	089-982-0032	南山崎出張所	089-983-2500
双海支所	089-986-1122	中山支所	089-967-1122	小田支所	0892-52-3121
広田出張所	089-969-2311				



商 品 名	●スーパー定期貯金（複利型） J A えひめ中央定期貯金「太陽市10周年記念定期貯金」
ご利用いただける方	●個人の方で当 J A の組合員の方または新たに組合にご加入いただける方
取 扱 期 間 預 入 期 間	●令和5年1月23日（月）～令和5年2月28日（火） ●3年 ●自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いとなります。
預 入 方 法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	●一括預入（ATMおよびインターネットバンキングでのお預け入れは対象外となります） ●50万円以上1,000万円未満（新たにお預け入れいただく資金を対象とします。） ●50万円以上1円単位
払 戻 方 法	●満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	●預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ●満期日以後に一括して払い戻します。 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ●20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ●金利は店頭のコピーボードに表示しています。 または窓口でお問い合わせください。
抽 選 （1）抽選権 （2）懸賞内容 （3）抽選時期 （4）当選発表	●預入金額50万円を1口とし、1本の抽選権を付与します。 ※抽選番号（抽選券）の発行はいたしませんのでご了承ください。 ●抽選で最大1,200名様に「太陽市・まってる共通クーポン」プレゼントします。 ・1等 「太陽市・まってる共通クーポン」（10,000円分） 100名様 ・2等 「太陽市・まってる共通クーポン」（3,000円分） 300名様 ・3等 「太陽市・まってる共通クーポン」（500円分） 800名様 ※懸賞品は一時所得となり、確定申告が必要な場合があります。 ●販売期間終了後、令和5年6月頃抽選を行います。 ●当選者へ当組合より当選案内文書の郵送、または電話にてご連絡を致します。 ※当選の連絡先は当組合へ届出している住所および電話番号とします。 ●連絡店舗窓口で受渡しとなります。 【懸賞品提供時期】令和5年7月上旬～令和5年9月中旬 ●懸賞品にかかるお問い合わせにつきましては、金融部金融企画課（電話：089-943-8731）にお申し出ください。
手 数 料	—
付 加 可 能 特 約 事 項	●自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ●マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取り扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 方 法	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利率とともに払戻します。 ①預入期間が6か月未満 解約日における普通貯金金利 ②預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×40% ③預入期間が1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④預入期間が1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤預入期間が2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥預入期間が2年6か月以上3年未満 約定利率×90% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯 金 保 険 制 度 （公 的 制 度）	●保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融企画課（電話：089-943-8731）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 J A バンク相談所にお申し出ください。
そ の 他 事 項	●取扱期間中であっても諸情勢によりお取り扱いを終了することがあります。

